

職員の再就職等に関する

ガイドライン

—大田区の退職管理制度について—

令和6年 10月

大田区総務部人事課

目次

ページ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

再就職規制のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第1章 再就職に係る規制

1 再就職のあっせん等の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

2 求職活動の規制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2章 再就職に係る手続

1 人材情報の提供の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2 求職活動の承認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

3 再就職状況の届出・公表・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 その他

1 大田区退職管理委員会・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2 退職管理に関する法令・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

はじめに

地方公務員の再就職に関するルールについては、地方公務員法では大枠を定めるにとどめ、各地方公共団体が具体的にどのような再就職規制を実施するかは、各地方公共団体の自主的な判断に委ねられています。

今般、職務の公正な執行と区民からの一層の信頼の確保を目的とした大田区独自の取組みとして、「職員の退職管理に関する条例」を制定しました。

これによって、新たに管理監督職の「再就職のあっせん」や「求職活動」に関する規制を導入し、これまでの取組みと合わせて、職員の退職管理の適正を確保する仕組みが整備されました。

大田区の退職管理制度は、職員の再就職活動を制限するという視点のみならず、区を離職した職員が、行政に関する知識・経験を有する有為な人材として、営利企業等や区の外郭団体に活躍していけるよう、人材の有効活用という視点にも配慮したものとなっています。

このような取組を通じて、職員の再就職に際しての公務の公正性・公平性を一層向上させるとともに、公的組織全体のガバナンスを高めることにより、大田区と区民との信頼関係をより強固なものにし、職員が誇りと気概をもって職務に邁進できる環境を醸成していきます。

本ガイドラインは、大田区における退職管理の仕組みについて、職員や区民・営利企業等の皆様に分かりやすくお示しし、制度の透明性を確保するために定めるものです。

本ガイドラインにより、職員は再就職等に関する規制内容の正確な理解に努めてください。

また、区民・営利企業等の皆様は、大田区の求職活動の規制に関する取組にご理解とご協力をお願いいたします。

再就職規制のポイント

(1) 再就職のあっせん等の規制

- 職員は、管理監督者等（※¹）や管理監督者等であった者（※²）のために、利害関係団体への再就職のあっせん等をしてはいけません。

【用語説明】

- ※¹ 「管理監督者等」 … 管理監督職に就いている又は就いていた、現に職員である者
- ※² 「管理監督者等であった者」 … 管理監督職に就いていた、現に職員でない者

【参考】 「管理監督職に就いていた、現に職員である者とは」

- 地方公務員法に基づく役職定年制の適用により、課長補佐以下の職に降任した元管理職
- 暫定再任用職員又は定年前再任用短時間勤務職員として課長補佐以下の職に任用されている元管理職
- 課長補佐以下の職に希望降任した元管理職

(2) 求職活動の規制

- 管理監督者等は、利害関係団体に対して在職中に求職活動をしてはいけません。
- 管理監督者等であった者に対しても、離職後2年間、利害関係団体に対して、求職活動をしないよう要請しています。

※ 上記の再就職規制については、それぞれ適用除外される場合があります。

詳細は、次ページ以降の解説を確認してください。

第 1 章 再就職に係る規制

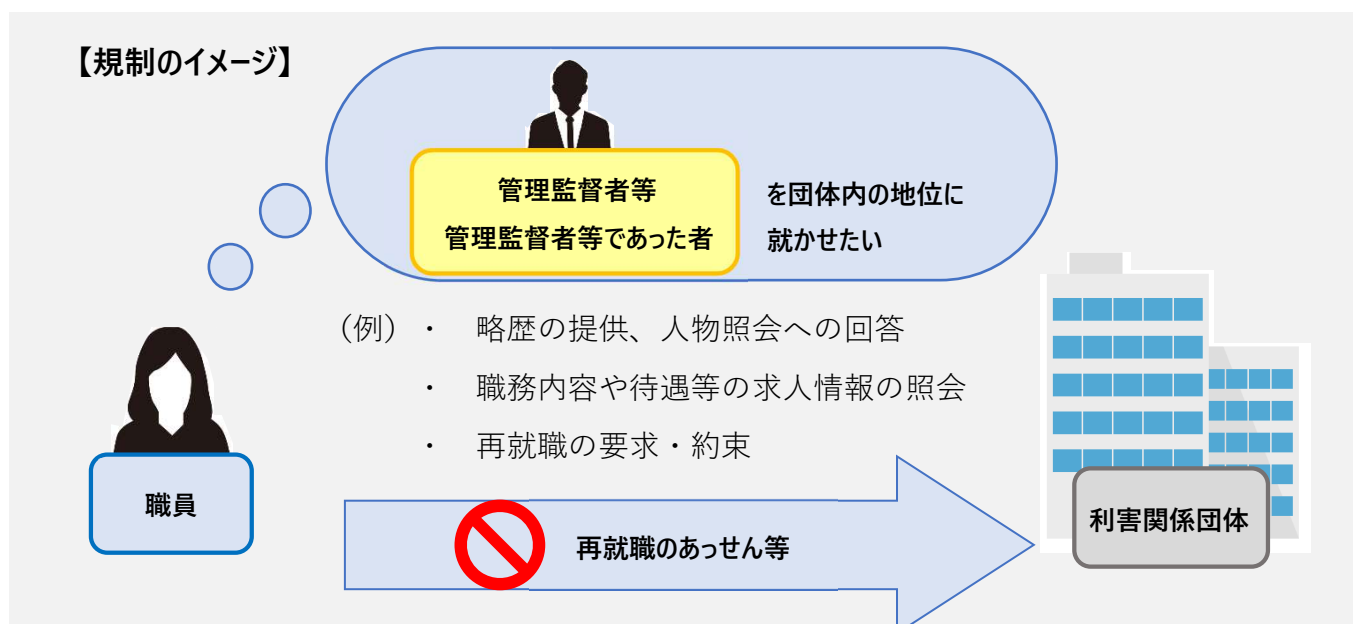
※ 一般職員は、あっせん行為を禁止されますが、あっせん対象は管理職のみです。

(1) 規制の内容

職員(※³)が、利害関係団体(※⁴)に対し、管理監督者等又は管理監督者等であった者のために、次の行為を行うことを禁止します。

- ① 当該利害関係団体の地位(※⁵)に就かせることを目的として、
 - ・管理監督者等又は管理監督者等であった者に関する情報を提供すること
 - ・利害関係団体の地位に関する情報提供を依頼すること
- ② 当該利害関係団体の地位に就かせるよう要求・約束すること

【規制のイメージ】



【用語説明】

※³ 「職員」

一般職のすべての職員をいいます。

※⁴ 「利害関係団体」

営利企業等（地方公務員法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。）のうち、管理監督職に就いている又は就いていたときの職務に利害関係を有するもの等として大田区規則で定めるものをいいます（詳細は次頁参照）。

※⁵ 「地位」

常勤・非常勤、有償・無償、雇用契約の有無に関わらず、利害関係団体のすべての地位が対象となります。

【参考】 利害関係団体（職員の退職管理に関する条例施行規則第6条参照）

① 外郭団体等（13団体）

- 大田区土地開発公社
- 公益財団法人大田区産業振興協会
- 一般財団法人国際都市おおた協会
- 一般財団法人大田区環境公社
- 公益財団法人大田区文化振興協会
- 羽田エアポートライン株式会社
- 株式会社大田まちづくり公社
- 公益財団法人大田区スポーツ協会
- 社会福祉法人池上長寿園
- 公益社団法人大田区シルバー人材センター
- 社会福祉法人大田区社会福祉協議会
- 社会福祉法人大田幸陽会
- 一般社団法人大田観光協会

② 営利企業等（以下の利害関係がある場合）

- 許認可等の申請をしている営利企業等又は許認可等の申請を（しよう）としている営利企業等
- 補助金等の交付を受けて事業を行っている、又は交付の申請を（しよう）としている営利企業等
- 検査等（立入検査、監査又は監察）を受けている、又は受けようとしている営利企業等
- 不利益処分をしようとする場合における名宛人となるべき営利企業等
- 行政指導により一定の作為・不作為を求められている営利企業等
- 契約（電気・ガス・水道等を除く）を締結している、又は申込み（しよう）している営利企業等

（2）規制が適用除外される場合

| No. | 適用除外の類型 |
|-----|---|
| 1 | あらかじめ大田区退職管理委員会に諮問・答申の上、区長の承認を得て、管理監督者等又は管理監督者等であった者を、利害関係団体の地位に就かせることを目的として、人材情報の提供を行う場合（11～12 ページ参照）。 |
| 2 | 職業安定法その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合 |
| 3 | 退職手当通算予定職員を退職手当通算法人の地位に就かせることを目的として行う場合 |
| 4 | 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に規定する退職派遣者となる予定の職員を派遣される利害関係団体の地位に就かせることを目的として行う場合 |

(3) 再就職のあっせん等の規制に係る Q&A

Q 1

**再就職のあっせん等を行うことが規制されるのは、
人事担当の職員だけですか？**

人事担当の職員だけでなく、すべての現職の職員があっせんすることを規制されます。

Q 2

**規制の対象になる情報には、
一般職員の情報も含まれますか？**

規制の対象になるのは、管理監督者等と管理監督者等であった者の情報のみであるため、在職中に管理監督職に一度も就いていない者の情報は、含まれません。

Q 3

**事業者や区民から「区を退職する管理職を、自社の役員としたいので、
紹介してほしい」と所属に依頼があった場合、それに応えることも規制の
対象になりますか？**

規制の対象になるため、区長の承認が必要となります。

各課では直接人材情報の提供を行わず、事業者や区民には、窓口であるキャリア人材活用センター（総務部人事課人事担当）を案内してください。

Q 4

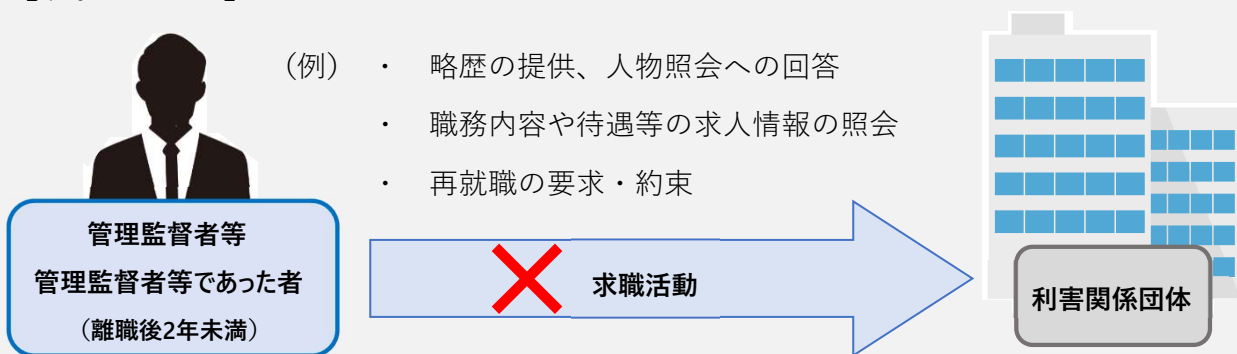
**実質的な権限を有しない顧問や、無報酬のアドバイザー等に、
職員が管理監督者等や管理監督者等であった者を推薦する場合も、
規制の対象になりますか？**

権限や報酬の有無、役職に関わらず、利害関係団体の組織内のすべての地位が規制の対象になります。

(1) 規制の内容

- 管理監督者等が、利害関係団体に対し、次の行為を行うことを禁止します。
 - ① 離職後に利害関係団体の地位に就くことを目的として、
 - ・ 自己に関する情報を提供すること
 - ・ 利害関係団体の地位に関する情報の提供を依頼すること
 - ② 当該利害関係団体の地位に就くことを要求・約束すること
- 管理監督者等であった者に対しても、上記の行為の自粛が要請されます。

【規制のイメージ】



【規制の対象となる職務と期間のイメージ】



図上のB・C課長、D・E部長の職務に関連する営利企業等及び外郭団体等への求職活動が規制対象となります。

(2) 規制が適用除外される場合

| No. | 適用除外の種類 |
|-----|--|
| 1 | あらかじめ大田区退職管理委員会に諮問・答申の上、区長が承認した求職活動を行う場合（13～15 ページ参照） |
| 2 | 区長が承認した人材情報の提供について、承認された管理監督者等が、同じく承認された利害関係団体に対して、求職活動を行う場合 |
| 3 | 退職手当通算予定職員が、退職手当通算法人に対して行う場合 |

(3) 求職活動の規制に係るQ&A

Q 1

**求職活動が規制されるのは、
現職の管理監督者だけですか？**

現職の管理監督者のほか、管理監督職から降任したり、課長補佐以下の職に再任用された元管理監督者や、管理職経験のある離職後2年未満の元職員も規制の対象になります。

Q 2

**利害関係団体から再就職の誘いがあり、
ヘッドハンティングに応じた場合も規制の対象になりますか？**

自ら積極的に求職活動をしていなくても、利害関係団体の勧誘に応じ、自己の情報を提供することや再就職の約束をすることは、規制の対象になります。事前の就任依頼の有無に関わらず、利害関係団体に求職活動を行うためには、区長の承認が必要です。

Q 3 求職活動の規制は、いつまで継続しますか？

管理監督者等や管理監督者等であった者は、区を離職して2年が経過するまで、利害関係団体への求職活動が規制されます。

Q 4 利害関係団体に該当しない団体には求職活動をしても良いですか？

利害関係団体に該当しない場合は、規制の対象外になるので、求職活動をしても問題ありません。

Q 5 団体内で実質的な権限を有しない顧問や、無報酬のアドバイザー等になるため、求職活動を行う場合も、規制の対象となりますか？

権限や報酬の有無、役職名に関わらず、利害関係団体の組織内のすべての地位が規制の対象になります。

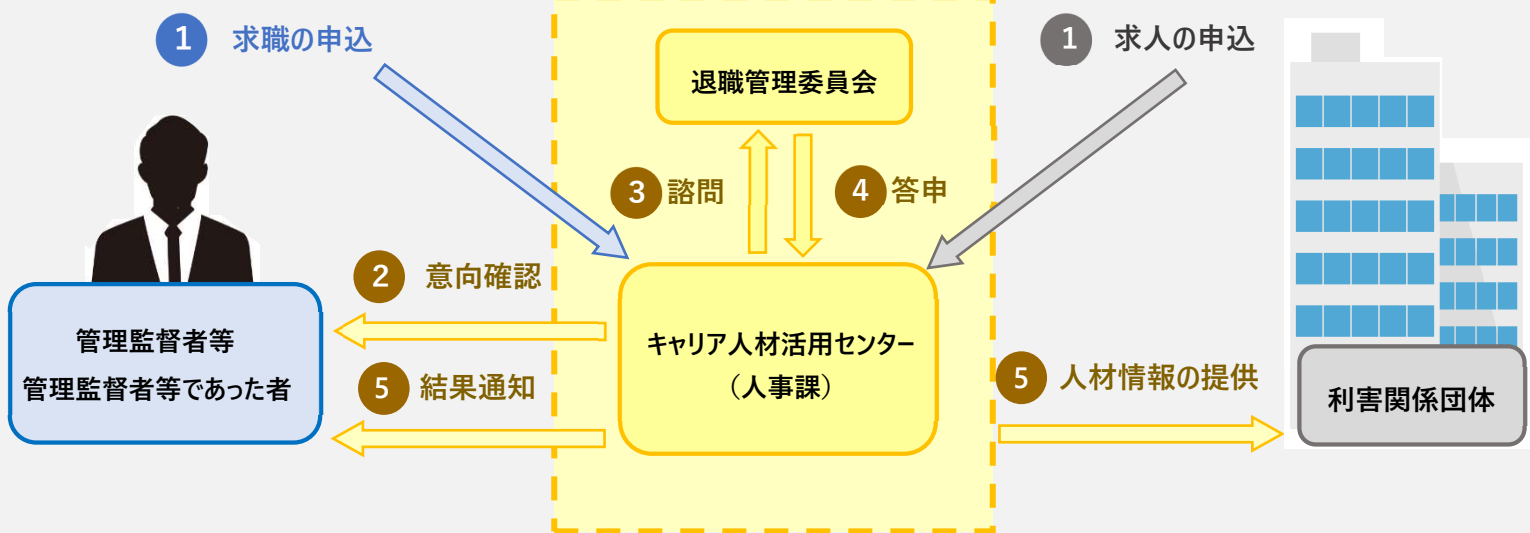
Q 6 再就職の要求や依頼を行わず、単に自身の情報を提供するだけでも、規制の対象となりますか？

利害関係団体の地位に就くことが目的であれば、規制の対象になります。
利害関係団体で講演等を行う場合で自身の略歴を提供する場合等は、規制の対象にはなりません。

第2章 再就職に係る手続

- 管理監督者等又は管理監督者等であった者からの求職の申出や、営利企業等から求人者の申込みがあった場合、求人者の要件に合致する管理監督者等又は管理監督者等であった者に対して、求人情報を示した上で、求人に応募する意向があるか確認します。
- 管理監督者等又は管理監督者等であった者から求人に応募する意向が確認された場合、区長による承認に先立ち、当該人材情報の提供によって、公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか等について、外部委員で構成される大田区退職管理委員会に諮問します。
- 大田区退職管理委員会の答申を踏まえ、区長の承認を得た場合、キャリア人材活用センターから、管理監督者等又は管理監督者等であった者に結果を通知すると共に、利害関係団体に人材情報を提供します。

【人材情報の提供イメージ】



【求職・求人の受付】

ア 提出書類 ① 再就職者（管理監督者等・管理監督者等であった者）

→ 再就職意向届出書

② 求人団体（営利企業等）

→ 求人申込書

イ 提出先 大田区キャリア人材活用センター（総務部人事課）

※ 受付開始時期及び提出期限等は、年度ごとに別途通知します。

※ 退職管理委員会の諮問・答申を踏まえ、区長が不承認を決定したときは、管理監督者等又は管理監督者等であった者に対し、人材情報の提供を行わない旨を通知します。

※ 再就職意向届出書を受け付けたとしても、条件に合致する求人団体がなかった場合は、届出者に人材情報の提供を行わない旨を通知します。

※ 求人申込を受け付けたとしても、以下に該当する場合は、求人団体に対して、人材情報の提供を行わない旨を通知します。

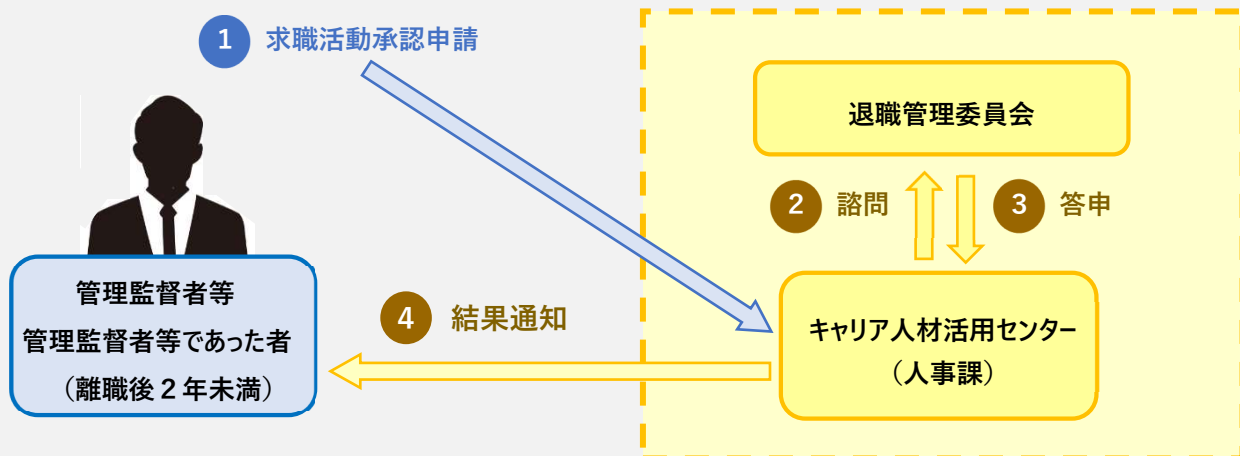
① 条件に合致する管理監督者等又は管理監督者等であった者が存在しない場合

② 管理監督者等又は管理監督者等であった者から求人に応募する意向がなかった場合

※ 区の関与は人材情報を提供するまでとなり、最終的には当事者間での採用選考等の手続を経て再就職が決定するため、区の人材情報の提供が再就職を確約するものではありません。

- 管理監督者等が、利害関係団体に対して求職活動を行う場合、あらかじめ区長の承認が必要です。
- ※ 離職後2年未満の管理監督者等であった者についても、利害関係団体に対して求職活動を行う場合は、区長の承認を得ることを要請しています。
- 区長による承認に先立ち、求職活動によって、公務の公正性の確保に支障が生じないかどうか等について、大田区退職管理委員会に諮問します。
- 大田区退職管理委員会の答申を踏まえ、区長の承認又は不承認を決定した後、キャリア人材活用センターから、管理監督者等又は管理監督者等であった者に結果を通知します。

【求職活動承認のイメージ】



【求職活動承認申請の受付】

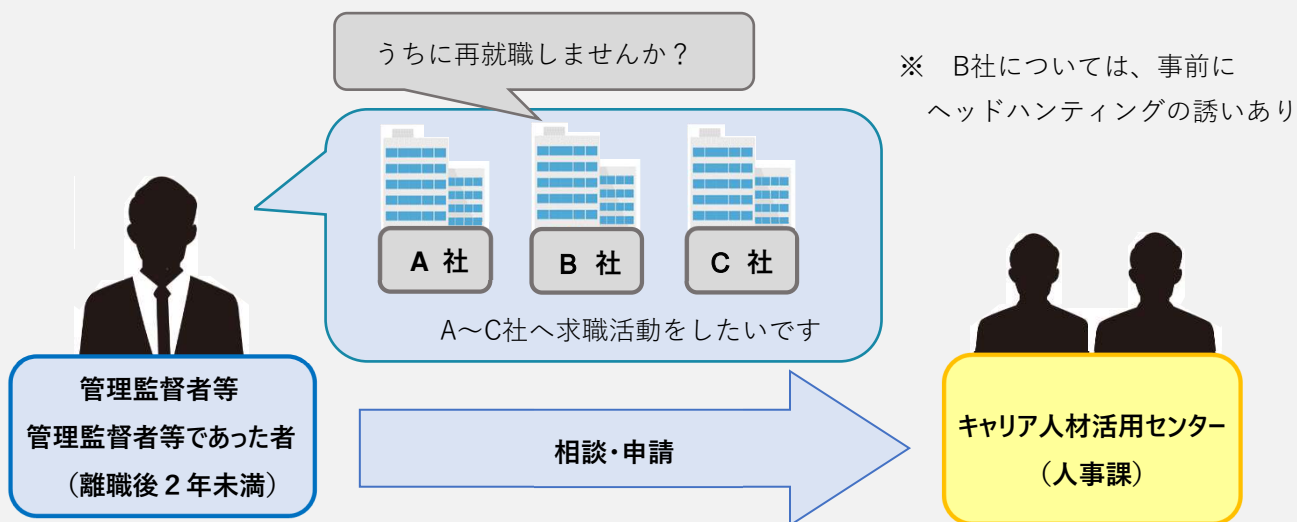
- ア 提出書類** 利害関係団体に対する求職活動承認申請書
- イ 提出先** 大田区キャリア人材活用センター（総務部人事課）
- ウ 提出時期** 求職活動を行うことが明らかになったとき（翌年度に向けた求職活動については、審査スケジュール等の都合上、年度ごとに別途通知する日程に沿った手続きへの協力をお願いします）

※ 区長による承認手続や、利害関係の確認には一定程度の日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

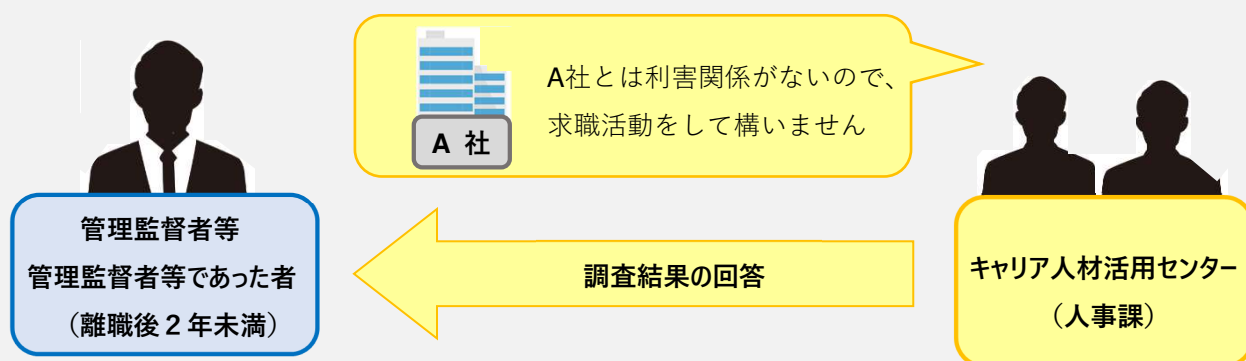
※ 利害関係団体に対する求職活動に該当するかどうかを審査し、該当しない場合は、速やかに、その結果を管理監督者等・管理監督者等であった者に通知します。

【求職活動承認申請のフロー】

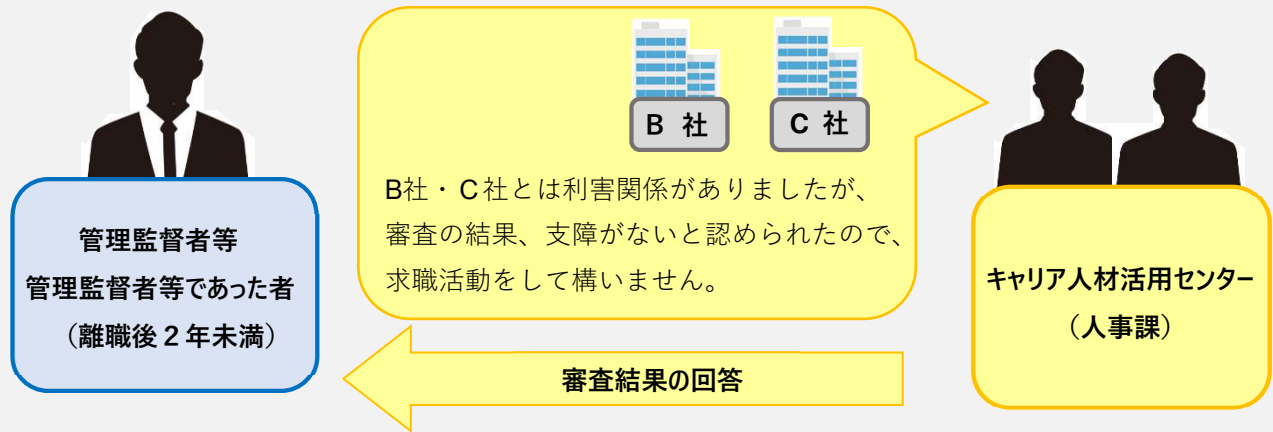
- ① 求職活動を行うことを検討している場合、利害関係のある（又は利害関係が不明な）団体について、キャリア人材活用センター（人事課）に相談・申請します。



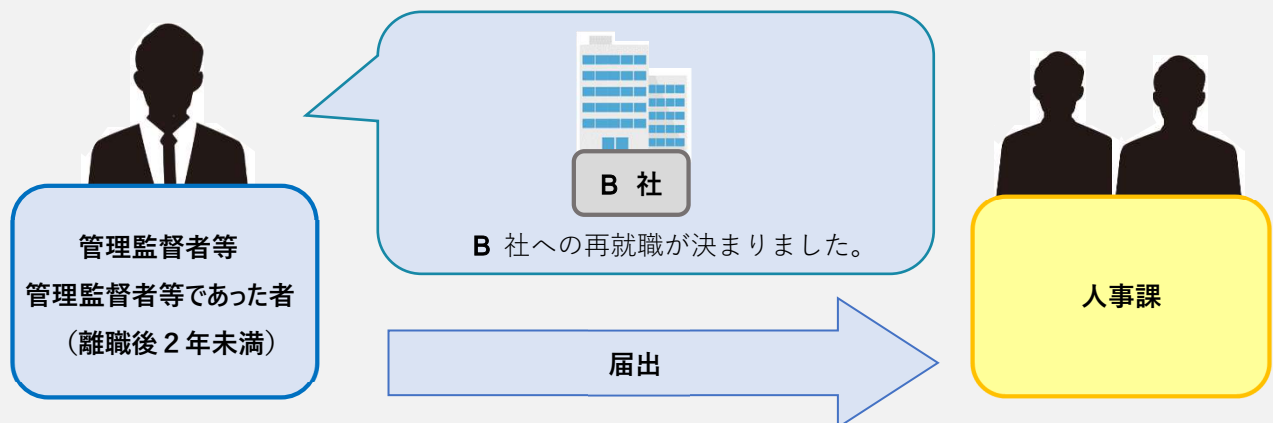
- ② 利害関係調査の結果を受け、利害関係のない場合は、求職活動（求人照会、履歴書提出等）を開始できます。



- ③ 利害関係のある団体は、大田区退職管理委員会への諮問・答申を経て、区長の承認を得た後に求職活動（ヘッドハンティングへの回答、履歴書提出等）を開始できます。



- ④ 求職活動の結果、離職後2年以内に営利企業等へ再就職した場合、再就職後2か月以内に再就職先届出書を提出します。



- 管理職職員で、離職後2年以内に営利企業等（※）へ再就職した者は、再就職後2か月以内に、再就職先届出書を区長に提出する必要があります。
- ※ 株式会社、公益財団法人、社会福祉法人等（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人を除きます）
- 届出のあった以下の内容について、毎年度、区のホームページで公表しています。

【公表内容】

- | | |
|-----------|-----------|
| ■ 再就職者の氏名 | ■ 再就職先の名称 |
| ■ 離職時の職 | ■ 再就職先の役職 |
| ■ 離職年月日 | ■ 再就職年月日 |

【再就職状況の届出の受付】

- ア 提出書類** 再就職先届出書
- イ 提出先** 総務部人事課人事担当
・所在地：〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区役所本庁舎5階
- ウ 提出時期** 再就職後2か月以内

第3章 その他

(1) 組織

ア 位置づけ 区長の付属機関

イ 人数 3人

ウ 任期 2年（非常勤）

エ 委嘱 人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱します。

(2) 諮問事項

- 区長は、次に掲げる事項を行う場合、あらかじめ大田区退職管理委員会の諮問・答申を経る必要があります。
 - ① 利害関係団体への人材情報の提供
 - ② 管理監督者等による求職活動の承認
 - ③ 管理監督者等であった者による離職後の求職活動の承認

02 退職管理に関する法令

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 地方公務員法（抄） | 20ページ |
| (2) 職員の退職管理に関する条例 | 20~24ページ |
| (3) 職員の退職管理に関する条例施行規則 | 25~29ページ |
| (4) 職員の再就職に関する取扱要綱 | 30~31ページ |

(1) 地方公務員法（抄）（昭和25年法律第261号）

第6節の2 退職管理

（地方公共団体の講ずる措置）

第38条の6 地方公共団体は、国家公務員法中退職管理に関する規定の趣旨及び当該地方公共団体の職員の離職後の就職の状況を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものとする。

(2) 職員の退職管理に関する条例（令和6年大田区条例第43号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の6の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 管理監督者等 管理監督職（職員の給与に関する条例（昭和26年条例第19号）第9条の2第1項に規定する管理職手当が支給される職をいう。以下同じ。）に就いている又は就いていた、現に職員である者をいう。
- (2) 管理監督者等であった者 管理監督職に就いていた、現に職員でない者をいう。
- (3) 利害関係団体 営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）のうち、管理監督職に就いている又は就いていたときの職務に利害関係を有するもの等として大田区規則（以下「区規則」という。）で定めるものをいう。
- (4) 再就職のあっせん等 利害関係団体に対し、管理監督者等をその離職後に、又は管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを目的として、当該管理監督者等若しくは管理監督者等であった者に関する情報を提供し、若しくは当該利害関係団体の地位に関

する情報の提供を依頼し、又は当該管理監督者等をその離職後に、若しくは管理監督者等であった者を当該利害関係団体の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼することをいう。

- (5) 求職活動 利害関係団体に対し、離職後に当該利害関係団体の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束することをいう。

(再就職のあっせん等の規制)

第3条 職員は、再就職のあっせん等をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、管理監督者等又は管理監督者等であった者を当該承認に係る利害関係団体の地位に就かせることを目的として人材情報の提供を行うとき。

- (2) 職業安定法（昭和22年法律第141号）その他の法令の定める職業の安定に関する事務として行う場合

- (3) 退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。以下同じ。）を退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として行う場合

- (4) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者となることが予定されている職員を派遣される利害関係団体の地位に就かせることを目的として行う場合

(管理監督者等に対する在職中の求職活動の規制)

第4条 管理監督者等は、求職活動をしてはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

- (1) 管理監督者等が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

(2) 前条第2項第1号の承認を得た管理監督者等が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

(3) 退職手当通算予定職員が退職手当通算法人に対して行う場合

(管理監督者等であった者に対する離職後の求職活動の規制)

第5条 区長は、管理監督者等であった者に対し、離職後2年間、求職活動をしないよう求めることができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には適用しない。

(1) 管理監督者等であった者が求職活動をすることにより公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合において、区規則で定める手続により区長の承認を得て、当該管理監督者等であった者が当該承認に係る利害関係団体に対して行うとき。

(2) 第3条第2項第1号の承認を得た管理監督者等であった者が、当該承認に係る利害関係団体に対して行う場合

(3) 退職手当通算予定職員であった者が退職手当通算法人に対して行う場合
(大田区キャリア人材活用センターの設置)

第6条 職員の再就職を適正に管理するに当たり、次に掲げる事項に関する事務を行うことを目的として、大田区キャリア人材活用センター（以下「キャリア人材活用センター」という。）を置く。

(1) 営利企業等からの求人の申込みの受付及び区長による人材情報の提供

(2) その他退職管理の適正確保に関する事務

2 キャリア人材活用センターの運営における前項各号に掲げる事務に関して必要な事項については、区規則で定める。

(大田区退職管理委員会の設置)

第7条 管理監督者等及び管理監督者等であった者の再就職の公正性の確保のため、区長の付属機関として、大田区退職管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属された事項を処理する。

- 3 区長は、次に掲げる承認を行う場合には、あらかじめ委員会に諮問しなければならない。
 - (1) 第3条第2項第1号に規定する人材情報の提供の承認
 - (2) 第4条第2項第1号に規定する管理監督者等による求職活動の承認
 - (3) 第5条第2項第1号に規定する管理監督者等であった者による離職後の求職活動の承認
- 4 委員会は、前項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、区長から報告を受けることができる。
- 5 区長は、第3項各号に掲げる事項の審議のほか、管理監督者等及び管理監督者等であった者の退職管理の適正確保に関する事項について、委員会へ意見を求めることができる。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、3人の委員をもって組織する。

- 2 委員は、非常勤とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の委嘱)

第9条 委員は、人格が高潔であり、職員の退職管理に関する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、法令及び人事管理に関する優れた知識及び経験を有するもののうちから、区長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の解職)

第10条 区長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解職することができる。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (2) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (3) 心身の故障により職務を遂行することができないと認められるとき。
- (4) 前条第3項前段の規定に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると区長が認めるとき。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、区規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条の規定は、この条例の施行前に離職した者には適用しない。

(3) 職員の退職管理に関する条例施行規則（令和6年大田区規則第85号）

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の退職管理に関する条例（令和6年条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、条例で使用する用語の例による。

（人材情報の登録等）

第3条 区長は、条例第3条第2項第1号に掲げる場合における人材情報の提供（以下「人材情報の提供」という。）により再就職することを希望する管理監督者等又は管理監督者等であった者（法第28条第4項の規定により失職した者及び法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた者を除く。）から求職の申出があったときは、再就職意向届出書（別記第1号様式）の提出を受け、当該管理監督者等又は管理監督者等であった者の人材情報を人材情報登録名簿に登録するものとする。

2 区長は、前項の規定により登録された者（以下「登録者」という。）から職員の再就職先に関する届出を受けたとき若しくは人材情報の提供により再就職することの希望を取り下げる旨の申出があったとき、又は登録者が次条第1項に規定する求人情報に関する不適切な取扱いを行う等人材情報の登録を継続することが適当でないと認められるときは、人材情報登録名簿から当該登録者の人材情報を抹消するものとする。

3 区長は、第1項の再就職意向届出書の有効期間が満了したときは、人材情報登録名簿から当該再就職意向届出書の人材情報を抹消するものとする。

4 前3項に規定する登録等の事務は、キャリア人材活用センターにおいて処理する。

（求人情報の登録等）

第4条 区長は、営利企業等のうち管理監督者等又は管理監督者等であった者を採用する意向のあるもの（以下「求人団体」という。）から求人の申出があったときは、求人申込書（別記第

2号様式)の提出を受け、当該求人団体の求人情報を求人情報登録名簿に登録するものとする。

2 区長は、求人団体から前項の規定により申し出た求人を取り下げる旨の申出があったときは、求人情報登録名簿に登録された当該求人団体の求人情報を抹消するものとする。

3 区長は、第1項の求人申込書の有効期間が満了したときは、求人情報登録名簿から当該求人申込書の求人情報を抹消するものとする。

4 前3項に規定する登録等の事務は、キャリア人材活用センターにおいて処理する。

(人材情報の提供の手続)

第5条 区長は、求人情報登録名簿に登録された求人情報の要件に合致する登録者に対して、当該求人情報(求人団体を特定できる情報を除く。)を示した上で、当該求人に応募する意向があるかを確認し、その結果、当該求人に応募する意向がある登録者に係る人材情報の提供を承認しようとする場合は、条例第7条第3項第1号の規定により、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

2 区長は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、人材情報の提供の承認を決定したときは、同項の登録者に対してその旨を通知するとともに、同項の求人団体に対して同項の登録者の人材情報を提供するものとする。

3 区長は、第1項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、人材情報の提供の不承認を決定したときは、同項の登録者に対し、人材情報の提供を行わない旨を通知するものとする。

4 区長は、第1項の登録者の希望に合致する求人情報がない場合は、同項の登録者に対し、人材情報の提供を行わない旨を通知するものとする。

5 区長は、前条第1項の求人情報の要件に合致する登録者が存在しない場合又は第1項の規定による意向の確認の結果、登録者から当該求人に応募する意向がない旨の回答があった場合は、当該求人に係る求人団体に対し、人材情報の提供を行わない旨を速やかに通知するものとする。

(利害関係団体)

第6条 利害関係団体は、別表に掲げる外郭団体等及び管理監督者等が職務として携わる若しくは携わっていた、又は管理監督者等であった者が職務として携わっていた次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号において同じ。）をする事務 許認可等を受けて事業を行っている営利企業等、許認可等の申請をしている営利企業等及び許認可等の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (2) 補助金等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定により大田区が支出する補助金等をいう。以下この号において同じ。）を交付する事務 補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている営利企業等、補助金等の交付の申請をしている営利企業等及び補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである営利企業等
- (3) 立入検査、監査又は監察（法令の規定に基づき行われるものに限る。以下この号において「検査等」という。）をする事務 検査等を受けている営利企業等及び検査等を受けようとしていることが明らかである営利企業等（検査等の方針及び実施計画の作成に関する事務に携わる管理監督者等にあつては、当該検査等を受ける営利企業等）
- (4) 不利益処分（行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分をいう。以下この号において同じ。）をする事務 不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき営利企業等
- (5) 行政指導（行政手続法第2条第6号に規定する行政指導のうち、法令の規定に基づいてされるものをいう。以下この号において同じ。）をする事務 行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている営利企業等
- (6) 大田区の締結する売買、賃貸、請負その他の契約（以下この号において「契約」とい

う。)に関する事務 契約(電気、ガス又は水道水の供給及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約を除く。以下この号において同じ。)を締結している営利企業等(管理監督者等が締結に携わった契約及び履行に携わっている契約の総額が2,000万円未満である場合における当該営利企業等を除く。)、契約の申込みをしている営利企業等及び契約の申込みをしようとしていることが明らかである営利企業等

(求職活動の手続)

第7条 管理監督者等又は管理監督者等であった者が条例第4条第2項第1号又は条例第5条第2項第1号に掲げる場合により求職活動を行おうとするときは、利害関係団体に対する求職活動承認申請書(別記第3号様式)を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請が、条例第2条第5号に規定する求職活動に該当するかどうかを審査し、該当しない場合は、速やかに、その結果を当該職員に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による申請が条例第2条第5号に規定する求職活動に該当する場合で、当該求職活動を認めようとするときは、条例第7条第3項第2号又は第3号の規定により、あらかじめ委員会に諮問するものとする。

4 区長は、前項の規定による諮問に対する答申を踏まえ、条例第2条第5号に規定する求職活動の承認又は不承認を決定したときは、その結果を当該管理監督者等又は管理監督者等であった者に通知するものとする。

(委員会の運営等)

第8条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員長は、条例第7条第3項各号に掲げる事項を審議するに際し、やむを得ない事情により委員会を招集する暇がないと認めるときは、書面その他の方法により議事を行うことができる。この場合において、委員の過半数から書面その他の方法により意見の表明がな

されたときは、委員会が開催されたものとみなす。

5 委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

| 外郭団体等 |
|---------------------|
| 大田区土地開発公社 |
| 公益財団法人大田区産業振興協会 |
| 一般財団法人国際都市おおた協会 |
| 一般財団法人大田区環境公社 |
| 公益財団法人大田区文化振興協会 |
| 羽田エアポートライン株式会社 |
| 株式会社大田まちづくり公社 |
| 公益財団法人大田区スポーツ協会 |
| 社会福祉法人池上長寿園 |
| 公益社団法人大田区シルバー人材センター |
| 社会福祉法人大田区社会福祉協議会 |
| 社会福祉法人大田幸陽会 |
| 一般社団法人大田観光協会 |

(4) 職員の再就職に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、離職した一般職の職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職に採用された職員を除く。）を除く。以下「退職職員」という。）の退職管理の透明性及び信頼性を確保するため、退職職員が営利企業等に再就職した場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 管理職職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者は除く。）をいう。
- (2) 管理職職員 職員の職名に関する規則（昭和59年規則第39号）に定める参事、専門参事、副参事及び専門副参事の職層にある者をいう。
- (3) 再就職者 退職職員で、営利企業等に再就職した者をいう。
- (4) 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人（国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人を除く。）

(再就職状況の届出)

第3条 管理職職員で、離職後2年以内に再就職者となった者は、再就職後2か月以内に再就職先届出書（別記様式）を区長に提出するものとする。

(再就職状況の公表)

第4条 区長は、前条の規定による届出があった再就職者の氏名、離職時の役職、離職年月日、再就職先の名称、再就職先の役職及び再就職年月日を毎年7月に公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、公表する年の前年の7月から公表する年の6月までの状況について行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は総務部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

2 第3条の規定は、同条に規定する者がこの要綱の施行日以後に離職する場合について適用する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

職員の再就職等に関するガイドライン
～大田区の退職管理制度について～

令和6年10月発行

編集・発行 大田区 総務部 人事課